

議案第 7 3 号

関市地区体育館条例の一部改正について

関市地区体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市洞戸体育館、関市板取島口体育館及び関市板取白谷体育館を廃止し、並びに地区体育館の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市地区体育館条例の一部を改正する条例

第1条 関市地区体育館条例（平成15年関市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市洞戸体育館の項、関市板取島口体育館の項及び関市板取白谷体育館の項を削る。

別表関市洞戸体育館の体育室又は関市板取体育館の体育室の項中「関市洞戸体育館の体育室又は」を削り、同表備考1中「、関市洞戸体育館」を削る。

第2条 関市地区体育館条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分			使用料（円）					
			8：3	1 0：3	1 3：0	1 5：0	1 7：3	1 9：3
			0～1	3 0～	0 0～	0 0～	3 0～	3 0～
			0：3	1 2：3	1 5：0	1 7：0	1 9：3	2 1：3
			0	3 0	0 0	0 0	3 0	3 0
関市 中池 体育 館	体育室	高校生以上	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
		中学生以下	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
	会議室 又は和 室	高校生以上	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
		中学生以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
関市 千疋 体育 館	体育室	高校生以上	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0
		中学生以下	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
	会議室 又は和 室	高校生以上	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
		中学生以下	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
関市板取体 育館の体育 室		高校生以上	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
		中学生以下	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0

関市 武芸	体育室	高校生以上	7 5 0	7 5 0	7 5 0	7 5 0	7 5 0	7 5 0
		中学生以下	3 7 0	3 7 0	3 7 0	3 7 0	3 7 0	3 7 0
川体 育館	柔道場 又は剣 道場	高校生以上	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
		中学生以下	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
上記以外の 体育館の体 育室		高校生以上	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
		中学生以下	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0

別表備考 3 の表を次のように改める。

区分	金額（円）					
	8 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0	1 9 : 3 0 ~ 2 1 : 3 0
	各体育館の体育 室の照明料	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	関市武芸川体育 館の柔道場又は 剣道場の照明料	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0	2 5 0
関市千疋体育館 の会議室の冷暖 房料	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0
関市中池体育館 の会議室又は和 室の冷暖房料 （1 時間（当該 使用時間に 1 時 間に満たない端 数があるとき	2 0 0					

は、その端数を 1 時間として計 算する。) につ き)	
---------------------------------------	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条（関市地区体育館条例第 2 条の表関市板取白谷体育館の項を削る改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。